

はじめに

アルコールはうつ・自殺と関係が深く、死のトライアングルと言われている他、発がん、健康被害、DV、虐待、交通事故等多くの社会問題を引き起こします。また、自殺ハイリスクである自殺未遂者への対策が求められていますが、救急外来の受診を繰り返す自殺未遂者は、シラフ状態の患者よりアルコール飲用状態の患者の方が多いと報告もあります。

国においては、アルコール健康障害対策基本法が平成26年6月1日に施行されたのを受けて、現在、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定しており、今後、新しい計画に基づいた各機関の取り組みが求められます。

当保健所では平成20年度から地域の関係者と自殺対策に取り組んでおり、会議を開催する中で、救急医療現場でのアルコール事例への対応について困っている現状が明らかになって来ておりました。

そこで、平成24年度から「アルコール健康障害対策地域推進研究会」を開催し、当地域の救急医療現場スタッフへのアンケート調査や勉強会を進め、アルコール治療プログラム実施病院を核とした地域のネットワークづくりの推進を図ってまいりました。

また、平成25年度には、関係者からの要望により、「アルコール健康障害救急医療連携マニュアル」を作成しております。

今年度は、救急病院を会場にした事例検討会を開催し病院関係者の方との連携強化と、かかりつけ医を含む地域の相談体制の整備に取り組み、関係者の意見をもとにマニュアルの見直しを行って、改訂版を作成しました。

今後、救急病院、精神科病院、かかりつけ医、高齢者福祉、障害福祉及び地域保健等の関係者の方々が、アルコールの問題を持つ人に関わる時に、活用していただければ幸いです。

そして、問題を抱えるご本人やご家族の方に、健やかな生活が戻るようご支援をお願いします。

平成27年2月27日

愛知県衣浦東部保健所長 服部 悟